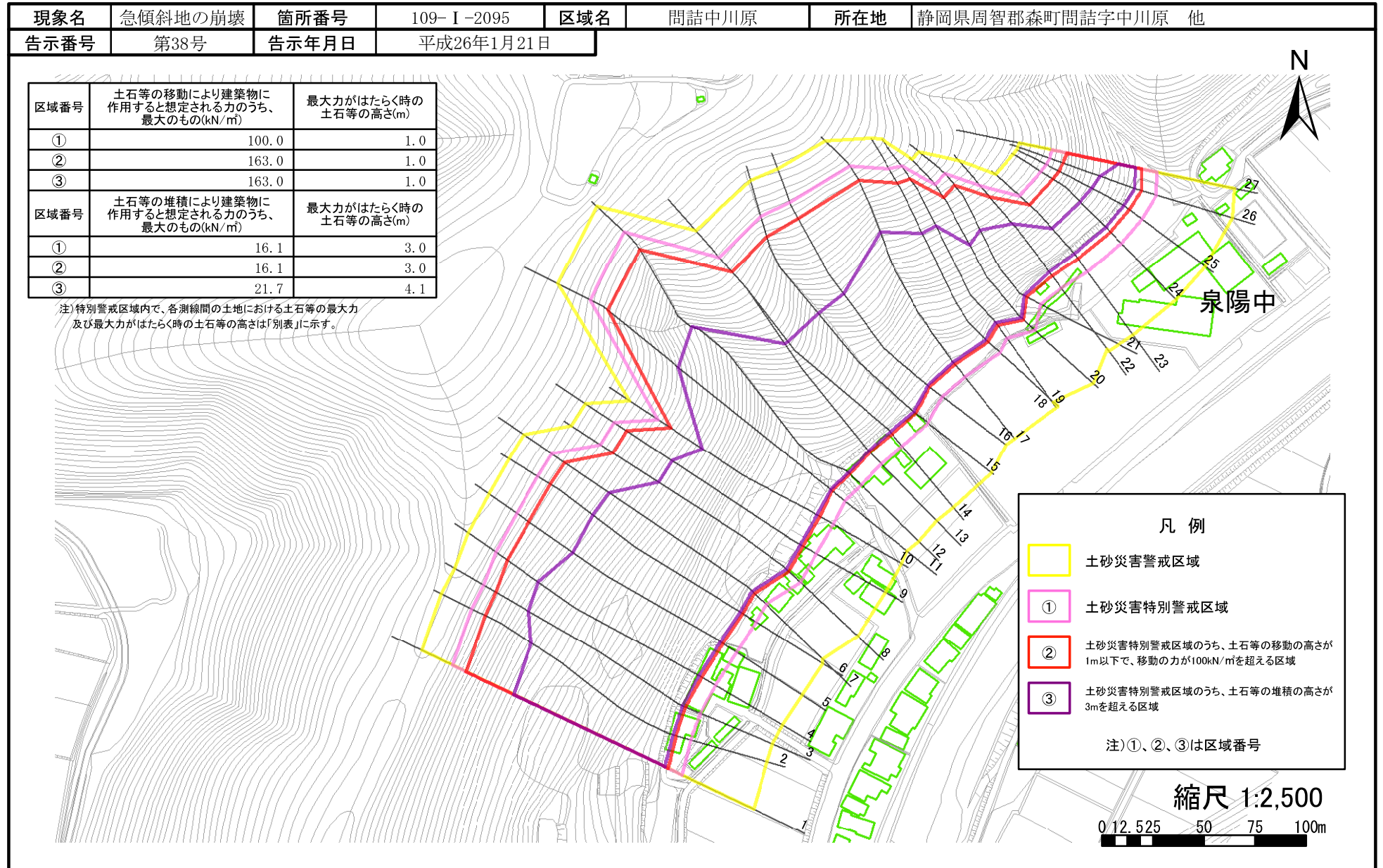


土砂災害(特別)警戒区域区域図

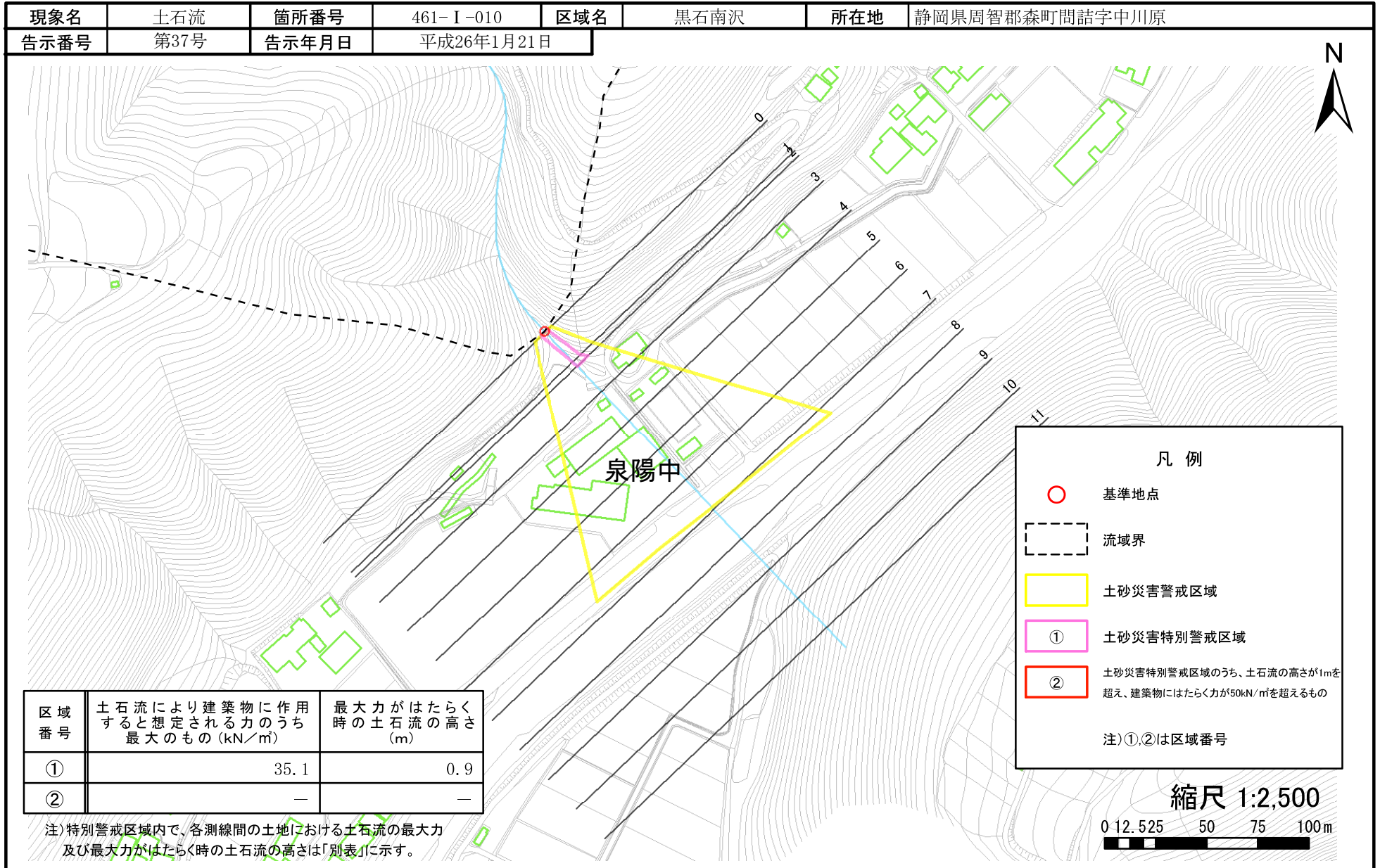
急傾斜 泉陽中



※画面及び印刷された図面の縮尺は原寸と異なります。

土石災害(特別)警戒区域区域図

土石流 泉陽中



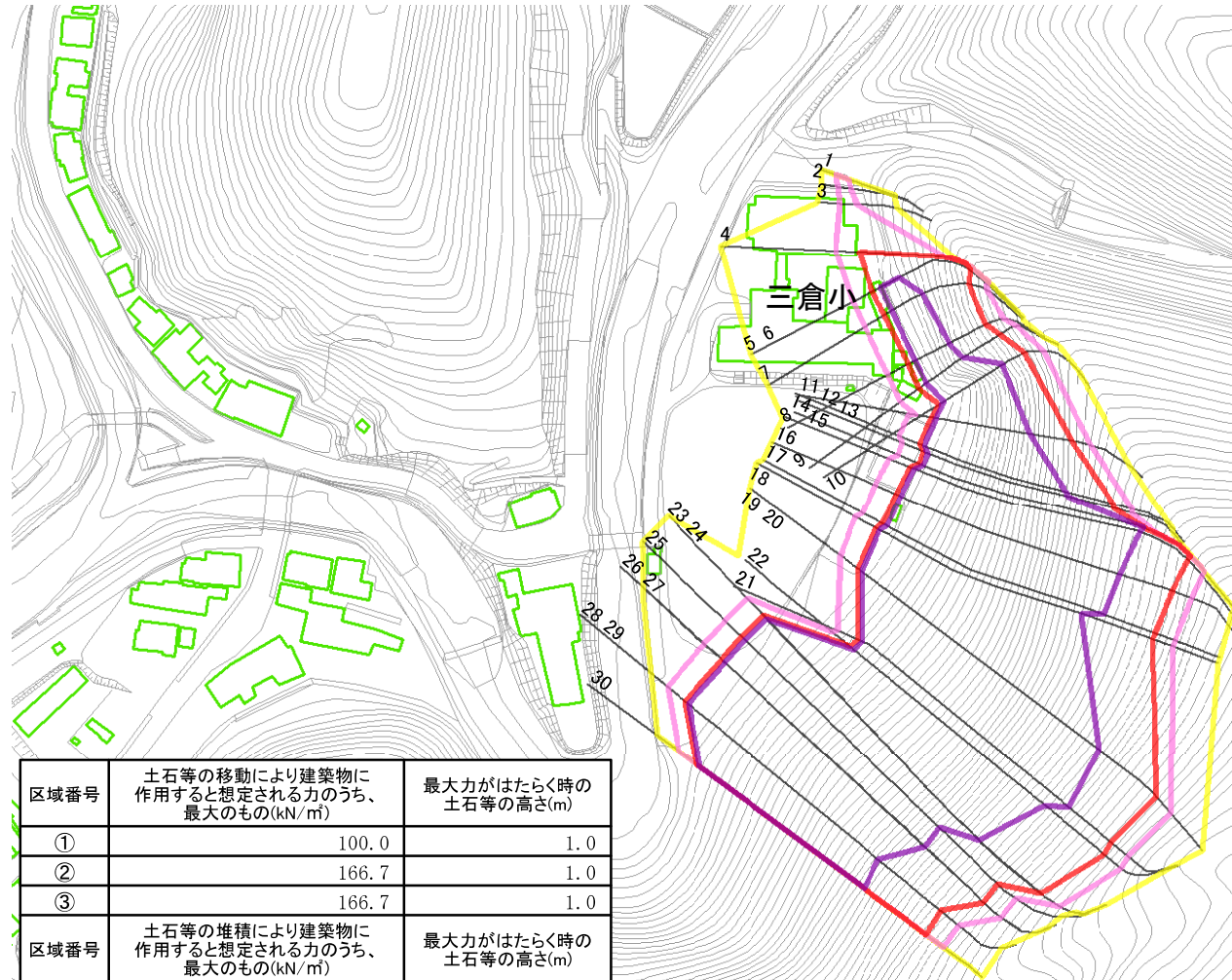
※画面及び印刷された図面の縮尺は原寸と異なります。

静岡県

土砂災害(特別)警戒区域区域図

急傾斜 三倉小

現象名	急傾斜地の崩壊	箇所番号	109-II-4322-2	区域名	三倉川東	所在地	静岡県周智郡森町三倉字川東 他
告示番号	第299号	告示年月日	平成27年3月31日				



凡 例

- 土砂災害警戒区域
- ① 土砂災害特別警戒区域
- ② 土砂災害特別警戒区域のうち、土石等の移動の高さが1m以下で、移動の力が100kN/m²を超える区域
- ③ 土砂災害特別警戒区域のうち、土石等の堆積の高さが3mを超える区域

注) ①、②、③は区域番号

区域番号	土石等の移動により建築物に作用すると想定される力のうち、最大のもの(kN/m ²)	最大力がはたらく時の土石等の高さ(m)
①	100.0	1.0
②	166.7	1.0
③	166.7	1.0
区域番号	土石等の堆積により建築物に作用すると想定される力のうち、最大のもの(kN/m ²)	最大力がはたらく時の土石等の高さ(m)
①	16.1	3.0
②	16.7	3.0
③	23.8	4.5

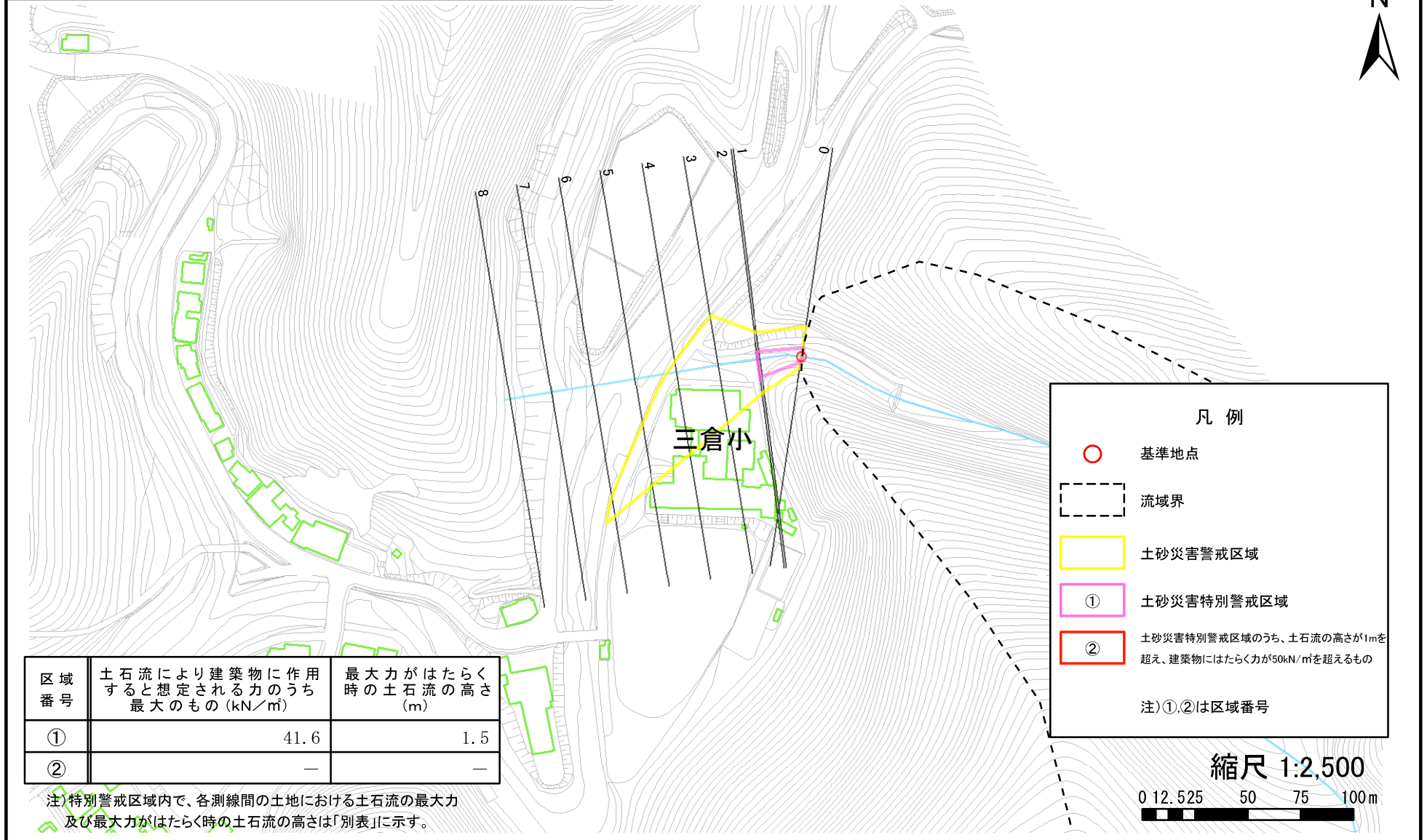


注) 特別警戒区域内で、各測線間の土地における土石等の最大力及び最大力がはたらく時の土石等の高さは「別表」に示す。

土砂災害(特別)警戒区域区域図

土石流 三倉小

現象名	土石流	箇所番号	461-I-005	区域名	中村沢C	所在地	静岡県周智郡森町三倉字シリナシ
告示番号	第37号	告示年月日	平成26年1月21日				



凡例

- 基準地点
- 流域界
- 土砂災害警戒区域
- ① 土砂災害特別警戒区域
- ② 土砂災害特別警戒区域のうち、土石流の高さが1mを超え、建築物にはたらく力が50kN/m²を超えるもの

注) ①, ②は区域番号

区域番号	土石流により建築物に作用すると想定される力のうち最大のもの (kN/m ²)	最大力がはたらく時の土石流の高さ (m)
①	41.6	1.5
②	—	—

注) 特別警戒区域内で、各測線間の土地における土石流の最大力及び最大力がはたらく時の土石流の高さは「別表」に示す。

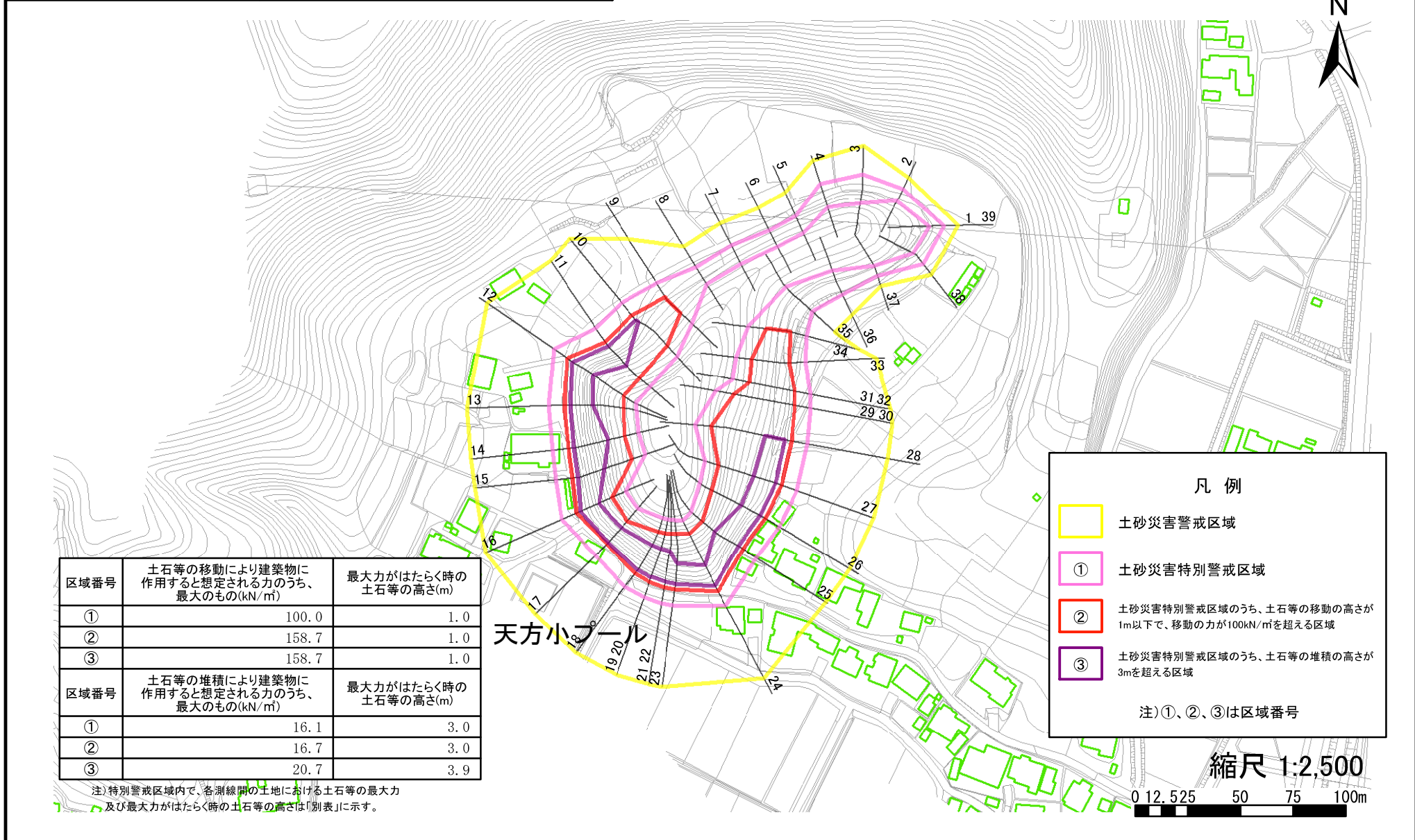
※画面及び印刷された図面の縮尺は原寸と異なります。

静岡県

土砂災害(特別)警戒区域区域図

急傾斜 天方小

現象名	急傾斜地の崩壊	箇所番号	109-II-4333	区域名	大鳥居紺屋前	所在地	静岡県周智郡森町大鳥居字紺屋前 他
告示番号	第443号	告示年月日	平成28年3月29日				



凡例

- 土砂災害警戒区域
- ① 土砂災害特別警戒区域
- ② 土砂災害特別警戒区域のうち、土石等の移動の高さが1m以下で、移動の力が100kN/m²を超える区域
- ③ 土砂災害特別警戒区域のうち、土石等の堆積の高さが3mを超える区域

注)①、②、③は区域番号

区域番号	土石等の移動により建築物に作用すると想定される力のうち、最大のもの(kN/m ²)	最大力がはたらく時の土石等の高さ(m)
①	100.0	1.0
②	158.7	1.0
③	158.7	1.0
区域番号	土石等の堆積により建築物に作用すると想定される力のうち、最大のもの(kN/m ²)	最大力がはたらく時の土石等の高さ(m)
①	16.1	3.0
②	16.7	3.0
③	20.7	3.9

注)特別警戒区域内で、各測線間の土地における土石等の最大力及び最大力がはたらく時の土石等の高さは「別表」に示す。

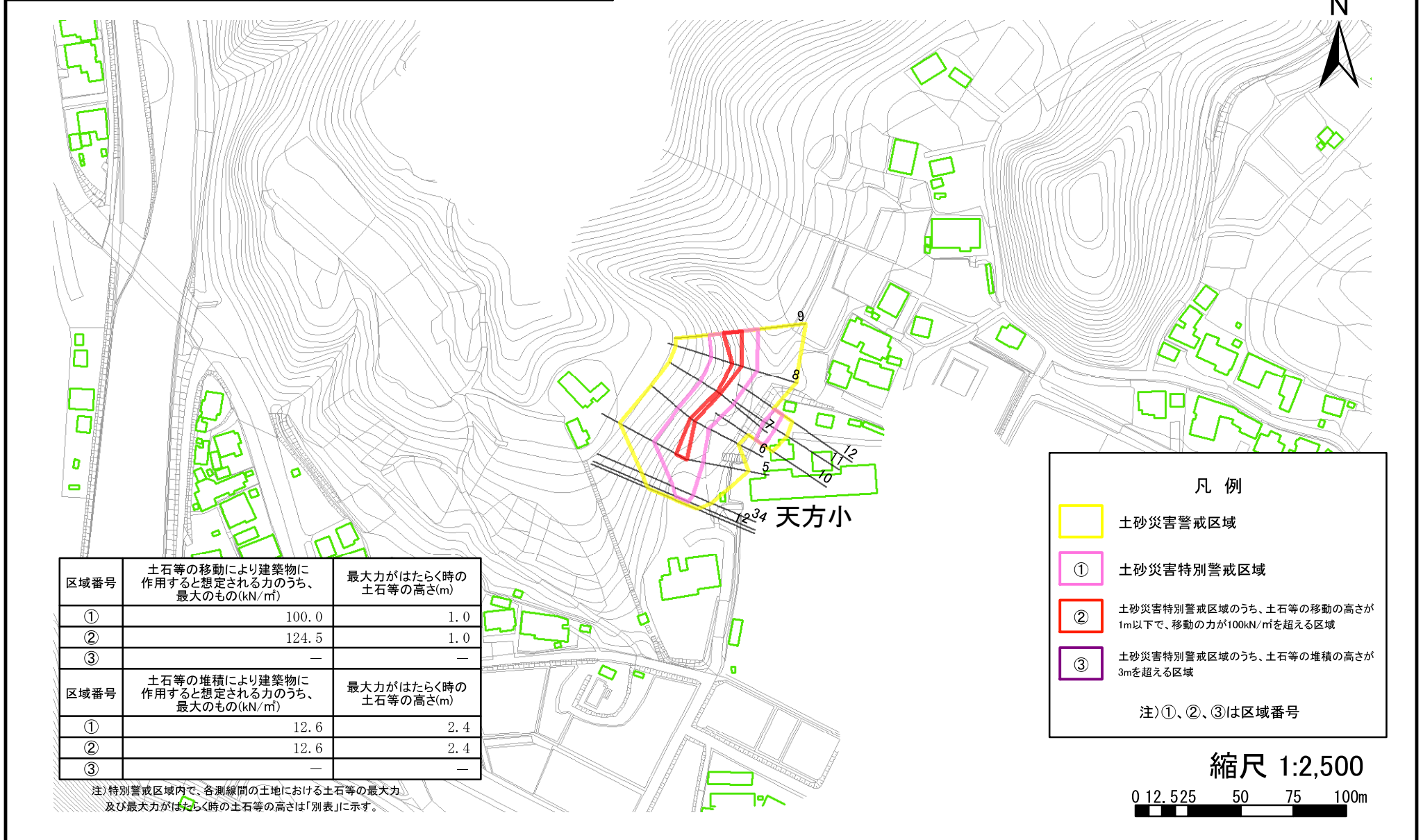
縮尺 1:2,500
0 12.5 25 50 75 100m

※画面及び印刷された図面の縮尺は原寸と異なります。

土砂災害(特別)警戒区域区域図

天方小 急傾斜

現象名	急傾斜地の崩壊	箇所番号	109-I-3867	区域名	大鳥居八幡	所在地	静岡県周智郡森町大鳥居字八幡 他
告示番号	第443号	告示年月日	平成28年3月29日				



※画面及び印刷された図面の縮尺は原寸と異なります。

がけ条例・土砂法による規制・必要な対策

	がけ条例	土砂法による区域(急傾斜地、土石流)	
根拠法令	静岡県建築基準条例第10条	土砂災害防止法 建築基準法施行令第80条の3	
対象となる区域	県内全域 (都市計画区域内外によらない)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)
区域の確認方法	—	HPで閲覧可能 【静岡県地理情報システム(GIS)】	
対象建築物	全ての建築物	居室を有する建築物	なし
対応が必要になるケース	勾配が30度を超え、かつ高さが2mを超える崖がある場合（崖の下端から、崖の高さの2倍を超える位置に建築する場合を除く。）	建築物が区域にかかる場合	(別途、がけ条例への対応等は必要になる場合がある。)
対応方法の例	<p>【崖下の敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等をつくる。 ・建築物本体をRC造等にする。 <p>【崖上の敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30度ラインの下に基礎等が入るようにする。 	建築物や擁壁を土砂の衝撃力に耐える構造とする。建築物で対応する場合はRC造とすることが望ましい。また、崖面に対しては無開口とすること	—